

第15回APECエンジニア登録更新 申請書作成の手引き (技術士向け)

APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局

この手引きは技術士の方に向けたものです。建築士の方は「(公財) 建築技術教育普及センター」(TEL : 03-5524-3105) にお問い合わせ下さい。

1. 今回の登録更新の対象者

APEC エンジニアの登録には、5年の有効期間が設定されております。

今回の更新対象者、申請受付期間等は下記の通りです。

(注) 更新申請時に技術士資格を喪失している場合は、申請できません。

回数	第15回登録更新受付
更新対象者	*2015年3月31日期限の方 ・登録日2009年10月15日の方 (JP-1-002868～JP-1-002890) ・登録日2010年4月1日の方 (JP-1-002891～JP-1-002904) ・更新日2009年10月15日の方 (2回目の更新) ・更新日2010年4月1日の方 (2回目の更新) *有効期間が2014年3月31日で満了した方で、1年以内の更新をされる方 *有効期限後1年超経過した場合の再登録手続きをされる方
申請の受付期間	2014年9月1日(月)～11月30日(日) (申請は締切日の消印のあるものまで有効です。)
更新後の有効期間	2015年4月1日～2020年3月31日(予定)

2. APEC エンジニア(技術士)登録の更新

(1) 登録更新の要件は、CPD(Continuing Professional Development)を登録更新申請前の5年度で250CPD時間以上、技術士CPDガイドブック／ガイドラインに沿って実施している事とします。

① Civil と Structural 等、APEC エンジニアの2分野以上を同時に登録更新申請する場合は、Civil で250CPD時間、Structural で250CPD時間など、それぞれ計上していることが必要です。(1件の履修をCivil, Structural 両方に該当するものとしてCPD計上することも可能です。)

② 過去5年度以内で250CPD時間を超えれば良いというのではなく、「250時間の超過に関係なく、過去5年度のスパンに渡るCPDを提出する」ことが必要です。

③ 今回記載するCPDの履修期間

直近の5年度のCPD提出を求め、それを審査対象とします。

・審査対象のCPD記録

- 1) 2009年度(平成21年度)のCPD:2009年4月1日～2010年3月31日のCPD記録
- 2) 2010年度(平成22年度)のCPD:2010年4月1日～2011年3月31日のCPD記録
- 3) 2011年度(平成23年度)のCPD:2011年4月1日～2012年3月31日のCPD記録
- 4) 2012年度(平成24年度)のCPD:2012年4月1日～2013年3月31日のCPD記録
- 5) 2013年度(平成25年度)のCPD:2013年4月1日～2014年3月31日のCPD記録

(2) 登録更新申請時に技術士資格を喪失している場合や、過去5年度で250CPD時間に満たない場合は登録更新の申請をすることが出来ません。

3. 登録更新の申請方法

(1) 受付期間：

2014年9月1日（月）～11月30日（日）（申請は締切日の消印のあるものまで有効です。）

(2) 申請方法：

更新申請者は、下記申請書類①～⑤を日本技術士会宛 簡易書留にて 郵送して下さい。

*申請書類の内、①～④は日本技術士会（<http://www.engineer.or.jp>）ホームページ＞APEC
エンジニア＞登録更新＞登録更新について からダウンロードできます。

① 第15回APECエンジニア登録更新申請書

② 更新申請様式（具体的には英文の **Form 1 General** と、
和文の **様式1 一般事項等** の書式を指します。）

③ CPD記録シート

④ APECエンジニア（技術士）業務記録

⑤ 登録更新手数料振込み控の写し

(3) 申請書類郵送先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル 公益社団法人 日本技術士会内
APECエンジニア・モニタリング委員会事務局「更新申請」宛。

申請書類は折らないで封筒に入れて下さい。

簡易書留にて 郵送して下さい。

4. 申請書類の記入方法

① 第15回 APEC エンジニア登録更新申請書

必要事項を記入のうえ、右下に名前を自署して下さい。

(1) 氏名、ふりがなを記入して下さい。

(2) 「(2) 登録証等書類送付先」欄については、現住所、勤務先、その他の内、1箇所のみを選んで、下記記入例の様に()内にカタカナのレを入力して下さい。

(2) *登録証等書類送付先：
 様式1の現住所と同じ（送付は日本国内に限ります。）
 様式1の勤務先（日本国内の連絡先）と同じ
 その他（送付は日本国内に限ります。）

〒

1つのみを 住所 その他の送付先を選択した場合のみ、記入して下さい。
選択してください。 電話

2つ以上に(レ)をつけないで下さい。

2つ以上にチェックされた場合または

チェックが無い場合は現住所宛に送付します。

事務局から問合せ等がある場合には、電子メールでご連絡いたしますので、下記記入例の様に、ご連絡可能なE-mailについて選んでチェックをし、E-mailアドレスを記入して下さい。

*事務局から問合せ等がありました場合にご連絡可能なE-mail

1つ選んでチェック(レ)をし、そのE-mailアドレスを記入して下さい。

ご自宅 勤務先 その他

E-mail アドレス：...kamiyachoutaro@xxx.co.jp....

(3) 「(3) APEC エンジニア登録番号」欄については、以下に示す記入例に従って下さい。

(i) 今回登録更新するAPEC エンジニアの技術分野が1つのみである場合は、下記記入例の様に、上の段にのみ記載して下さい。

APEC エンジニア登録番号(今回登録更新申請時期であるものを記入して下さい)

APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-999998

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical

Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical

Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

(ii) 同時に更新時期にあるAPEC エンジニア技術分野を2分野登録しており、今回同時にその2分野をとともに登録更新する場合は、下記の様に上段、下段とも記入して下さい。(3分野以上登録の方は、事務局にお問合せ下さい。)例えば、CivilとStructuralの2分野共に登録更新申請する場合は下記記入例の様に記入して下さい。

APEC エンジニア登録番号(今回登録更新申請時期であるものを記入して下さい)
APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-999998

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical
 Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-999999

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical
 Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

(iii) 同時に更新時期にある APEC エンジニア技術分野を 2 分野登録しており、今回そのうちの 1 分野のみを登録更新する場合は、下記のように上段に今回更新を希望する分野を、下段に更新を希望しない分野を記入して下さい。例えば、Civil と Structural の 2 分野登録しているが Civil のみ更新、Structural は更新しない場合は下記のように記入してください(3 分野以上登録の方は、事務局にお問合せ下さい)。

(2 分野以上登録されている場合で、1 分野のみ登録更新を希望する旨の記載があり、他の分野について記載が無い場合は、記載されなかった分野については登録更新を希望しないものとして扱います。)

APEC エンジニア登録番号(今回登録更新申請時期であるものを記入して下さい)

APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-999998

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical
 Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

APEC エンジニア登録番号 今回更新を希望する。 今回更新を希望しない。

JP-1-999999

登録更新申請分野

Civil Structural Geotechnical Environmental Mechanical
 Electrical Industrial Mining Chemical Information Bio

(4) 日本技術士会会員の有無欄 を埋めて下さい。

(5) 「(5) 更新の種類」欄は、該当する種類を 1 つ選んでチェックをして下さい。

(例) 2015 年 3 月 31 日期限の方は、下記を選択して下さい。

(5) 更新の種類

通常の登録更新期間において行う登録更新

(1)登録有効期限後 1 年以内の登録継続更新 (300CPD 時間/6 年度が必要)

(2)—① 登録有効期限後 1 年超経過して登録更新

(2)—② 登録有効期限後 1 年以内の登録更新 (遡らないで更新)

(6) 「(6) CPD 時間チェック」表

- ・「WEB 登録」をご利用の方も記入してください。
- ・後述する、③ **CPD 記録シート** の各年度の CPD 時間を、更新を希望する APEC エンジニアの技術分野毎に集計して下さい。更新の要件は、CPD (Continuing Professional Development) を過去 5 年度で 250CPD 時間以上実施していることとします。申請書提出前に、合計の CPD 時間が 250CPD 時間以上あるか確認して下さい。
- ・Civil, Structural 等の APEC エンジニアの 2 分野を同時に更新する場合は、それぞれの分野で 過去 5 年度で 250CPD 時間以上実施していることが必要です。(1 件の履修を Civil, Structural 両方に該当するものとして CPD 計上することも可能です。)
- ・表の一番上の「APEC 技術分野」の () 内に、更新申請を行なう APEC エンジニアの技術分野を下記記入例の様に記入して下さい。

APEC 技術分野	(Civil)	(Structural)
	CPD 記録シートに記載した上記分野の各年度毎の CPD 時間を集計してください。	CPD 記録シートに記載した上記分野の各年度毎の CPD 時間を集計してください。
5 年度前の CPD 2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日	○○CPD 時間 目標として年度平均 50CPD 時間の実施が望まれます。	○○CPD 時間 目標として年度平均 50CPD 時間の実施が望まれます。
中 略	中 略	中 略
合 計	○○CPD 時間 登録更新申請前過去 5 年度で 250CPD 時間以上が必要です。	○○CPD 時間 登録更新申請前過去 5 年度で 250CPD 時間以上が必要です。

② **更新申請様式** (具体的には英文の **Form 1 General** と、和文の **様式 1 一般事項等** の書式を指します。)

- 1) 英文の **Form 1 General** と、和文の **様式 1 一般事項等** を両方とも提出して下さい。
- 2) 顔写真は、縦 4 cm、横 3 cm、無帽、無背景で正面から上 3 分身を写した証明写真で、申請日の前 3 ヶ月以内に撮影されたものを、英文、和文申請書の各々の欄に貼付して下さい。なお、写真の裏には氏名と生年月日の記入をお願いします。
・デジタルカメラで撮影した写真を、Word のフォームに挿入して本文と一緒に印刷したものを提出しないで下さい。
・デジタルカメラで撮影した場合は、写真プリント用の用紙に一旦印刷の上、それを貼付けてください。
- 3) 「申請区分」は 更新 にチェックを入れて下さい。
- 4) 技術士登録番号は、要件確認の重要な項目ですので間違いのないよう確認して下さい。
- 5) 「技術部門」は現行の技術部門の名称を記載して下さい。
- 6) 「選択科目」は申請者が第二次試験に合格した当時の名称を記載して下さい。
- 7) 「取得」欄の_年_月は、技術士の登録年月を記入して下さい。また、追加の技術部門、選択科目がある場合はその追加登録の年月を記入して下さい。
- 8) **Form 1 General** (英文) の書式のうち Technical Discipline および Optional Subject 欄に記載する技術部門、選択科目の英訳は【参考-1】を参照して記述して下さい。
- 9) APEC エンジニア欄には、今回登録更新時期にある APEC エンジニアについて記入して下さい。

③ CPD 記録シート

- ・使用書式は「9. CPD 記録について」を参照して下さい。
- ・両面コピーはしないで下さい。また、ホチキスや糊付などで綴じしないで下さい。
- ・日本語の CPD 記録シートのみで結構です。英文の CPD 記録の提出は必要ありません。

- ・「CPD 記録シート」は、年度毎にセットし、かつ、年度毎に CPD 時間を集計して下さい。

5 年度前の CPD 記録

2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日分をクリップ留め
(CPD ガイドブック第 5 版に従って記載して下さい。)



4 年度前の CPD 記録

2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日分をクリップ留め
(CPD ガイドブック第 5 版に従って記載して下さい。)



3 年度前の CPD 記録

2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日分をクリップ留め
2011 年 4 月 1 日以降の CPD から、
CPD ガイドライン第 1 版(1)に従って記載して下さい。



2 年度前の CPD 記録

2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日分をクリップ留め
2011 年 4 月 1 日以降の CPD から、
CPD ガイドライン第 1 版(1)に従って記載して下さい。

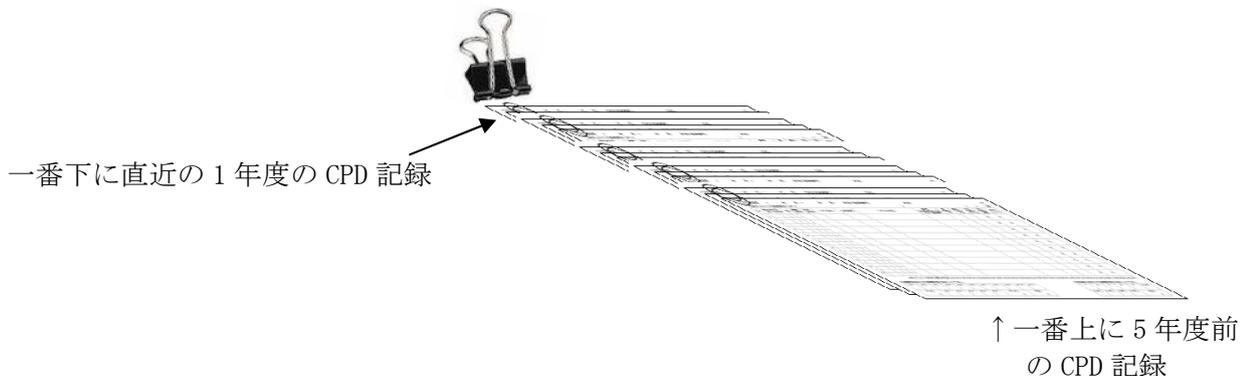


直近の 1 年度の CPD 記録

2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日分をクリップ留め
2011 年 4 月 1 日以降の CPD から、
CPD ガイドライン第 1 版(1)に従って記載して下さい。



各年度の CPD 記録シートをクリップ留めしたもの 5 年度分を、ダブルクリップで束ねて下さい。
(各年度分の CPD 記録シートが分厚くなる場合は、年度毎にダブルクリップで留め、全体を束ねる必要はありません。)



④ APEC エンジニア（技術士）業務記録

- ・提出する CPD 記録に対応する、過去 5 年度の業務について記載して下さい。（CPD 記録の様に年度毎に分割する必要はありません。）
- ・日本技術士会ホームページから書式をダウンロードし、技術士業務記録の記入例をご参照のうえご記入ください。
- ・海外での業務経験が無い場合は、国内業務のみでも構いません。
- ・記入例の様な、プロジェクト業務でなくても構いません。
- ・過去 5 年度の内、主要な業務で結構です。全てを記載する必要はありません。
- ・日本語の業務記録のみで結構です。英文の業務記録の提出は必要ありません。
- ・業務記録は登録更新審査の対象ではありませんが、業務経験を CPD として計上されている場合等、CPD の審査の参考として参照することがあります。

⑤ 登録更新手数料振込み控の写し

- ・登録更新手数料については、「5. 登録更新手数料」を参照して下さい。
- ・振込み用紙は、銀行・郵便局窓口に備え付けの用紙を使って下さい。
- ・振込み控え等をコピーして、コピーした方を提出して下さい。
- ・事務局は領収証を発行しません。
- ・インターネットバンキング等で振込まれた場合は、振込確認画面等をプリントアウトして添付してください。

5. 登録更新手数料

- (1) 更新にあたっては、登録更新手数料 7,560 円(税込み)を申し受けます。
2分野以上を同時に更新する場合は 11,300 円(税込み)とします。
- (2) 登録更新手数料は郵便振替又は銀行振込にて下記振込先に前納して下さい。
振込み控え等をコピーして、コピーした方を申請書類ご提出時に
「⑤ 登録更新手数料振込み控の写し」
として同封して下さい。（振込手数料は申請者負担となります。）

郵便振替口座	銀行振込口座
口座番号: 00130-9-602302 口座名義: APEC (社) 日本技術士会	みずほ銀行 神谷町支店 口座番号: 普通預金 1357079 口座名義: 公益社団法人 日本技術士会

- (3) 登録更新審査の結果「登録更新の要件を満たしていない」と判定された場合も、手数料は返却しません。

6. 登録更新審査

- (1) 日本技術士会は、APEC エンジニア・モニタリング委員会（以下、モニタリング委員会という）からの委託を受けて、審査業務の一部を行っています。
- (2) 申請書類を受理後、事務局にて提出書類が揃っているか、書式に正しく記入されているか等を確認します。必要に応じて、事務局より訂正等をお願いする場合があります。
- (3) 事務局より受付番号を郵送にてご連絡します。受付番号の発行状況は技術士会ホームページにて逐次ご案内します。
この受付番号により日本技術士会ホームページ上で審査結果を発表しますので、大切に保存して置いてください。
- (4) 登録更新申請書は、日本技術士会 APEC エンジニア審査委員会（以下、審査委員会という）にて審査を行います。審査対象の技術部門の技術士が審査委員会より審査員として委嘱され、登録更新申請書を確認します。
- (5) 審査員の審査の過程で申請者への問い合わせがない場合は、受付番号のご連絡以外、事務局からご連絡を差し上げることは、原則としてありません。
- (6) 審査員からの問合せがある場合、事務局より電子メールにてご連絡します。問合せに対しては、概ね 10 日間程度でのご返答をお願いしています。
審査員からの問合せは、通常 1 月下旬から 3 月中旬にかけて発せられます。したがって、この時期に海外出張等をされる場合は、電子メール環境の確保、または日本国内の連絡先経由でのご連絡がつくように準備をお願いします。また、ご自身が提出された登録更新の申請書類のコピー（特に CPD 記録）はご出張時にご持参され、問合せに対応されるようお願いいたします。
- (7) 審査員による判定結果を審査委員会が審査の上、審査の結果を取りまとめてモニタリング委員会に提出します。
- (8) 審査委員会の結果を基に、モニタリング委員会が審査方法に矛盾や不備がない事を確認し、個々の申請者について登録更新の要件を満たしているか否かを決定します。
- (9) モニタリング委員会による審査結果は、申請者へ通知されます。

7. 審査結果の連絡

- (1) 登録更新審査結果は受付番号（上記 6. (3) 参照）により、2015 年 3 月末頃に日本技術士会ホームページにて発表します。
（審査結果発表後も審査結果が表示されない場合は、ご使用のパソコンのキャッシュから以前のページを読み出して表示されている場合があります。その際は、ブラウザの「表示」→「最新の情報に更新」・「再読込」等をクリックしてみてください。）
- (2) 更新の要件を満たす場合は、APEC エンジニア登録証を発行します。
- (3) 更新の要件を満たしていない場合には、その理由を付して通知します。
なお、不服の申し立て受付は、通知書の発行日から 1 ヶ月以内とします。
- (4) 更新後の登録有効期間は、2015 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日となる予定です。

8. その他

- (1) 更新申請をせずに新規申請をすることについては、これを受け付けません。
CPD は継続して実施することが基本であり、既に技術士であつ APEC エンジニアである者の登録更新に対し、新規申請をすることは適当でないと考えます。
- (2) APEC エンジニア登録の更新の手続き、審査の内容等については、モニタリング委員会や各エコノミーの動向、日本技術士会の CPD についての取扱い等を勘案して、適宜、変更することがあり得ます。

9. CPD 記録について

(1) CPD 記録に際して参照する文書は下記とおりです。

- ・ 2011年3月までは「CPD ガイドブック第5版」(【参考-5】(抜粋))に基づいて記載して下さい。
- ・ 2011年4月からは、「CPD ガイドライン第1版(1)」(【参考-2】(抜粋))に基づいて記載して下さい。
- ・ 2012年4月からは、「CPD ガイドライン第1版(1)」の補足として「CPD 記録の留意事項」(【参考-3】)が公表されていますので、これも参考として下さい。
- ・ 「CPD ガイドライン第1版(1)」と「CPD ガイドブック第5版」との簡単な比較については、【参考-4】をご参照ください。

なお、CPD について詳しくは、日本技術士会のホームページから「技術士 CPD」の項をご確認ください。

	今回の提出対象となる年度	CPD の記載期間	CPD の記載に際して参照する文書
1)	2009年度(平成21年度)のCPD	2009年4月1日～ 2010年3月31日のCPD 記録	CPD ガイドブック第5版
2)	2010年度(平成22年度)のCPD	2010年4月1日～ 2011年3月31日のCPD 記録	同上
3)	2011年度(平成23年度)のCPD	2011年4月1日～ 2012年3月31日のCPD 記録	CPD ガイドライン第1版(1)
4)	2012年度(平成24年度)のCPD	2012年4月1日～ 2013年3月31日のCPD 記録	CPD ガイドライン第1版(1) CPD 記録の留意事項
5)	2013年度(平成25年度)のCPD	2013年4月1日～ 2014年3月31日のCPD 記録	同上

(2) 以下のようなケースについては「審査員からの問合せ」として、CPD のエビデンス又は説明メモの提出を申請者に求めることがあります。また、CPD 時間の積算にカウントすることが不適切と判断される場合は、CPD 時間の積算の対象外とすることがあります。

- ・ 「CPD ガイドブック第5版」、「CPD ガイドライン第1版(1)」に従ったCPDの計上がなされていない場合。
- ・ 重み係数や計上時間の上限が適切でない場合。
- ・ 形態区分の計上先が適切でない場合。
- ・ CPD ガイドブック/ガイドラインにおいて CPD として計上する事がふさわしく無いとされているものが、申請者の CPD 記録に記載されている場合。
- ・ APEC エンジニア(技術士)の CPD として適切かどうか不明確な場合。
- ・ CPD の内容が、登録更新をしようとする APEC エンジニアの技術分野とどの様な関係にあるか判りづらい場合。

など。

(3) 「CPD ガイドブック第5版」、「CPD ガイドライン第1版(1)」に明示されていない事項であっても、CPD について審査員からの問合せが寄せられることがあります。これは、「CPD ガイドブック」「CPD ガイドライン」ともに以下の様な説明がなされているところから、第三者としての審査員から CPD の内容などに関してご説明をお願いするものであります。ご理解、ご協力をお願いします。

実施した自己研鑽の内容の問合せに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明できるようにしておくことが重要である。

(4) CPDの書式

APEC エンジニアに登録されている技術士の方は、日本技術士会に対し技術士 CPD 記録の登録をお奨めします。登録方法は、「WEB 登録」と「文書登録」の2通りがありますが、随時登録が可能で、データが電子化され、管理運用が容易な「WEB 登録」を推奨します。

技術士 CPD 記録の登録方法については日本技術士会ホームページから、ホーム>技術士 CPD>CPD登録>CPD 登録について、をご確認ください。「WEB 登録」にあたっては日本技術士会ホームページから「ユーザーID」/「パスワード」を取得して下さい。

(5) 「WEB」登録の場合：

- ・「WEB 登録画面」から PDF ファイルに一旦変換した CPD 記録シートを申請者にて印刷したものを提出して下さい。
- ・「WEB 登録」のためのパソコンの CPD 入力画面をそのまま印刷したものは受け付けません。（この画面を印刷しても、APEC 技術分野の記号が表示されなかったり、画面の1部が欠けたりする場合がありますためです。） かならず一旦 PDF ファイルに変換し、それを印刷して下さい。

(6) エクセル書式 CPD 記録シートの場合：

技術士 CPD 登録をしていない場合は「CPD 記録エクセルファイル(v6.0)」の様式（技術士会ホームページからダウンロードできます）で提出して下さい。

(7) 他学協会で認定を受けた CPD 記録を添付する場合：

当会所定の「CPD 記録シート」の代わりに他学協会で認定を受けた CPD 記録証等を提出する事はできません。他学協会の CPD を履修したという「事実自体」は技術士会でも CPD として認められますが、他学協会の CPD 記録にある「CPD 時間」をそのまま「技術士会の CPD 時間」として

100%認めるわけではありません。当会の CPD では技術士 CPD として計上を認めていないものや、CPD の計上は認めていてもその上限を設定しているもの、重み係数の考え方が他学協会の CPD と異なるもの等があるためです。

- ・当会所定の「CPD記録シート」の記入項目のうち、「No.」、「開始年月日」、「終了年月日」、「時」、「課題（記号）」「形態（記号）」「CPD名称」「主催者等」欄については当会所定用紙に記入して下さい。
- ・「CPDの内容」「備考」欄については、添付した他学協会のCPD証明書との対応関係が良く判るように注釈を付して「別紙○○学会CPD 記録当該部分No. △△の通り」等と記載頂ければ結構です。
- ・当会所定の「CPD記録シート」のうち「重み係数(2)」は、日本技術士会が目安とする重み係数と他学協会との重み係数とで必ずしも互換性が無いため、他学協会のCPD 証明書記載の重み係数ではなく、当該CPDに対して日本技術士会が目安として定めるCPD重み係数を使用して記入して下さい。
- ・当会所定の「CPD記録シート」のうち「APECエンジニア」の技術分野記入欄、「課題項目別CPD 時間累計」欄、「形態区分別CPD時間数累計」欄等は申請者が記入して下さい。

(8) 日本技術士会の「技術士 CPD 登録」のうち「文書登録」をされている場合：

「CPD 記録シート」を提出して下さい。なお、APEC エンジニア登録更新に必要な欄（APEC エンジニア技術分野記入欄、課題項目別 CPD 時間累計欄、形態区分別 CPD 時間数累計欄等）が無い CPD 記録シートの様式をお使いの場合や、ご提出頂いた「CPD 記録シート」では登録更新に必要な CPD の記録期間が不足する等の場合は、事務局より追記をお願いする場合があります。

(9) 日本技術士会の「技術士 CPD 登録」をご利用されている方で、日本技術士会が発行する「技術士 CPD 登録証明書」の発行をご申請・お取り寄せ頂いた上で、それをご提出いただいても構いません。ご提出頂いた「技術士 CPD 登録証明書」に記載された期間（登録更新申請書提出前の過去 5 年度）をもとに事務局にて CPD 記録を印刷しそれを審査します。（「CPD 記録シート」をご提出いただく場合は、それに加えて「技術士 CPD 登録証明書」を提出する必要はありません。）

(10) CPD 記録シートの記載方法

「WEB 登録」をしていない場合は下図の「CPD 記録エクセルファイル(v6.0)」の様式で提出して下さい。

CPD 記録シート (年 月 ~ 年 月) 技術士登録番号: 氏名:	CPD 種別	CPD 時間	CPD 内容	APEC エンジニア技術分野	CPD 時間累計	形態区分別 CPD 時間数累計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

・「CPD 記録シート」の「APEC エンジニア欄」には履修した技術分野（登録更新を申請する APEC 技術分野）の記号(Civil=a、Structural=b 等)を必ず記載して下さい。
APEC エンジニア登録前に履修した CPD であっても、それが該当する APEC エンジニアの技術分野の記号(登録更新を申請する APEC 技術分野)を記入して下さい。

- ・「課題項目別 CPD 時間数累計」と「形態区分別 CPD 時間数累計」は同じ研鑽活動を「課題項目」と「形態」の 2 つの切り口から分類したものですので、両者の累計時間は必ず一致していることを確認して下さい。
- ・「CPD 記録エクセルファイル(v6.0)」の様式で提出される場合は、原則として古い CPD 記録から記載して下さい。（新しい CPD 記録から過去にさかのぼる形で記載されたものでも受け付けます。）

- ① 古い CPD 記録から、時系列に記載して下さい。
- ② 時系列に記載している CPD 記録に、時系列に沿っていない他の CPD 記録を割り込んで記載しないようにご協力をお願いします。

(時系列に沿った例)

No.	開始年月日 終了年月日
1	2010/4/1 2010/4/2
2	2010/6/15 2010/6/15
3	2010/10/23 2010/10/25

(割り込みの無い様をお願いします。)

No.	開始年月日 終了年月日
1	2010/4/1 2010/4/2
2	2011/2/6 2011/2/7
3	2010/10/23 2010/10/25

③ 年度をまたいで履修した CPD については、例えば開始 2009 年 1 月～終了 2009 年 12 月の様に

一度にまとめて複数年度を計上せず、各年度単位で区切って計上して下さい。

例えば、開始 2009 年 1 月～終了 2009 年 3 月、開始 2009 年 4 月～終了 2009 年 12 月という具合に記載して下さい。

- ④ 履修期間に幅のある CPD については、終了した月を基準に古い順に時系列に計上して下さい。

No	開始年月日	終了年月日
1	2009/11/10	2009/11/10
2	2010/ 2/ 2	2010/ 2/ 3
3	2009/ 6/15	2010/ 3/14

←履修期間に幅のある CPD は、終了月を基準に計上。

- ⑤ 申請時点でもなお継続して履修している、履修期間に幅のある CPD については、便宜上終期を設定して計上して下さい。つまり、例えば「2012/12～継続中」とはしないで、「2012/12～2013/3」等と区切って下さい。

- ⑥ 内容を証するもの（講習会の出席証明書、発表論文の氏名入りの表紙など）の提出は、必要ありません。但し、審査員より CPD の実施状況を確認するために記録簿や内容を証するもの等の提出を求められることがありますので、各自で整理して保管しておいて下さい。

- ⑦ 「CPD 記録シート」の「APEC エンジニア欄」には履修した技術分野（登録更新を申請する APEC 技術分野）の記号（Civil=a、Structural=b 等）を必ず記載して下さい。例えば、Civil の方の更新では、「a」をつけた CPD の合計時間が過去 5 年度で 250CPD 時間以上あることが必要です。

・CPD の内容は今回登録更新される APEC エンジニアの技術分野に何らかの形で沿うものであることが、審査員が客観的に理解できるように「CPD の内容」欄に記述してください。

- ⑧ APEC エンジニアの技術分野に2分野以上登録されている方、例えば Civil, Structural の2分野に登録されている方で、今回その2分野を同時に更新申請される場合で、同一の CPD 履修項目が Civil にも Structural にも相当する場合は、同じ CPD 履修項目を「a」「b」両方の CPD として計上することも出来ます。その際、「a」をつけた CPD の合計時間が5年度で250CPD 時間以上、「b」をつけた CPD の合計時間が5年度で250CPD 時間以上それぞれあることが必要です。
- ⑨ 登録更新申請は APEC エンジニア有効期限前に行いますので、初回更新の場合は提出いただく「CPD 記録シート」の CPD 記載対象期間には APEC エンジニアとして登録される以前も一部含まれます。APEC エンジニア登録前に履修した CPD であっても、それが該当する APEC エンジニアの技術分野の記号(登録更新を申請する APEC 技術分野)を記入して下さい。

No.	開始年月日 終了年月日	時	課題 (記号)	形態 (記号)	CPD 名称	主催者等	CPD の 内容	備考	実時間(1)	重み 係数 (2)	CPD 時間 (1)x(2)	CPD 累計 時間	APEC エンジニア
1	2010/11/1 2010/11/1	14 15	B-1	2	技術シン ポジウム	△△学会	○○の技術 動向を口 頭発表し た。	レジ ュメ あり	0.5	3	1.5	1.5	a
(中 略)													
14	2011/2/14 2011/2/14	13 17	A-1	1	21世紀の 技術者と 倫理	日本技術 士会	これからの 倫理につ いて聴講 し○○の 知見を得 た。	参加あ り	4	1	4	19.5	a,b
15									1.5	1	1.5	21.0	a
16									3.0	1	3.0	24.0	b
17									1	1	1	25.0	a,b

- ・2分野以上を同時更新される場合も、「CPD 記録シート」は1セットのみ提出して下さい。例えば、Civil だけの「CPD 記録シート」、Structural だけの「CPD 記録シート」と言う様に分割するのでは無く、上図の様にミックスした「CPD 記録シート」を1セットご提出下さい。

(11) 日本技術士会の「WEB 登録」をご利用されている場合

- ① 「WEB 登録画面」から PDF ファイルに一旦変換した CPD 記録を申請者にてプリントアウトしたものを提出して下さい。
- ② 「WEB 登録」のためのパソコンの CPD 入力画面をそのまま印刷したものは受け付けません。(この画面を印刷しても、APEC 技術分野の記号が表示されなかったり、画面の1部が欠けたりするためです。) かならず一旦 PDF ファイルに変換し、それを印刷して下さい。

(表示 → PDF 出力)をクリックして、PDF 形式で保存し、それを印刷したものを提出して下さい。)

CPD 記録シートは下記 1), 2), 3), 4), 5) それぞれの年度ごとに範囲設定をして PDF による印刷を行ってください。

- 1) 2009 年度 (平成 21 年度) の CPD : 2009 年 4 月 1 日 ~ 2010 年 3 月 31 日の CPD 記録
- 2) 2010 年度 (平成 22 年度) の CPD : 2010 年 4 月 1 日 ~ 2011 年 3 月 31 日の CPD 記録
- 3) 2011 年度 (平成 23 年度) の CPD : 2011 年 4 月 1 日 ~ 2012 年 3 月 31 日の CPD 記録
- 4) 2012 年度 (平成 24 年度) の CPD : 2012 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日の CPD 記録
- 5) 2013 年度 (平成 25 年度) の CPD : 2013 年 4 月 1 日 ~ 2014 年 3 月 31 日の CPD 記録

「表示期間の変更」をクリックして、過去 5 年度分の期間指定を行い、各年度毎に別々に pdf 変換し、それぞれをプリントアウトしてください。

Pe-CPD(CPDのWEB登録・管理) 技術士登録番号: 氏名: (ID:)

表示期間: 20 年 月 ~ 20 年 月 **表示期間の変更**

上欄の表示期間を変更後「表示期間の変更」ボタンを押すと、下欄の明細表示が対応して更新されます。

登録 & 修正 & 削除 **表示** 課題別集計 形態別集計 APEC集計 登録証明書

選択	開始年月日 昇順	終了年月日 降順	課題 項目	形態 区分	CPD 名	主催者	CPDの内容	実 時間 (1)	重み 係数 (2)	CPD 時間 (1)×(2)	CPD 時間 累計
<input type="checkbox"/>											

詳細表示 対象データの「選択欄」をチェックしてこのボタンを押すと、1件毎に詳細表示されます。
 非表示 対象データの「選択欄」をチェックしてこのボタンを押すと、画面表示・PDF出力・各集計の対象から除外されます。
 全件表示 非表示にされたCPDデータも、画面上のみ表示されますので、非表示の解除が可能となります。
 PDF出力 表示(されている)期間のCPD記録をPDF形式で保存しますので、帳票として出力(する必要がある場合等)ご利用下さい。

[技術士会 HOME](#) > [CPDのトップページに戻る](#) > [CPD\(管理者\)のメニューに戻る](#)

↓

CPD記録のPDF作成が完了しました。

[戻る](#)

CPD記録 (2016年1月~2016年11月) 技術士登録番号: 900009 氏名: アスト、ユーゾ

No.	開始年月日	終了年月日	課題区分	形態区分	CPD名	主催者	CPDの内容	実時間(1)	重み係数(2)	CPD時間(1)×(2)	CPD時間累計
1	2016/01/01	2016/03/31	01-1	1	建築士(建築)	建築士会	建築士会主催の講習会	3.0	1.0	3.0	3.0
2	2016/04/01	2016/06/30	01-2	1	建築士(建築)	建築士会	建築士会主催の講習会	3.0	1.0	3.0	6.0
3	2016/07/01	2016/09/30	01-3	1	建築士(建築)	建築士会	建築士会主催の講習会	3.0	1.0	3.0	9.0
4	2016/10/01	2016/11/30	01-4	1	建築士(建築)	建築士会	建築士会主催の講習会	3.0	1.0	3.0	12.0

建築士(建築)のCPD記録集計表 建築士(建築)のCPD記録集計表
 (2016年1月~2016年11月) (2016年1月~2016年11月)

Web 登録の場合は CPD を登録するパソコンの入力画面のプリントアウトではなく、必ず左図の書式 (CPD 記録 PDF ファイル) にして提出して下さい。

- ・「CPD 記録シート」の「APEC エンジニア欄」には履修した技術分野 (登録更新を申請する APEC 技術分野)の記号 (Civil=a, Structural=b 等) を必ず記載して下さい。登録更新申請は APEC エンジニア有効期限前に行いますので、初回更新の場合は提出いただく「CPD 記録シート」の CPD 記載対象期間には APEC エンジニアとして登録される以前も一部含まれます。 APEC エンジニア登録前に履修した CPD であっても、それが該当する APEC エンジニアの技術分野の記号(登録更新を申請する APEC 技術分野)を記入して下さい。
- ・CPD の内容は今回登録更新される APEC エンジニアの技術分野に何らかの形で沿うものであることが、審査員が客観的に理解できるような記述でお願いします。

10. お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル
電話 03-3459-1331 FAX 03-3459-1338
公益社団法人 日本技術士会 APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局

または、技術士会ホームページから、ホーム>APECエンジニア>登録更新>登録更新についてと
たどって「事業部」をクリックして、メールにてお問い合わせいただけます。

技術士CPD

APECエンジニア

APECエンジニアとは

登録更新について

登録更新

APECエンジニアには5年間の登録有効期限が設定されており、その更新申請手続きは、自己管理となっております。それぞれの登録有効期間により登録更新の申請時期が異なりますので、APECエンジニア登録更新のスケジュールをご確認の上手続きをするようご注意ください。

なお、更新の要件はCPDを登録更新申請前過去5年度で250CPD時間以上実施していることです。

APECエンジニア登録更新手続き、申請書類のダウンロード及びスケジュールは、下記URLをクリックしてください。

<http://www.engineer.or.jp/apec/renewal.html>

関連ページ

▶ 技術士CPD

このページのお問い合わせ先: **事業部** 電話: 03-3459-1331

地域本部・県支部・部会・委員会

Page Top

(実際のページの表示は、上記と異なる場合があります。)

11. 個人情報に関する取り扱い

APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局（公益社団法人日本技術士会）は、APEC エンジニアの審査及び登録に関わる個人情報を、本審査、登録、監査などに関する事務の目的に限り利用します。詳細は当会ホームページ(https://www.engineer.or.jp/c_topics/privacy.html)を参照してください。

【 参考－ 1 】

技術士技術部門と選択科目の英訳(平成21年11月12日国際委員会理事会報告版)(現在の選択科目)

Technical Disciplines	選択科目	Optional Subjects
1.Mechanical Engineering (機械部門)	機械設計	Mechanical Design Engineering
	材料力学	Strength of Materials
	機械力学・制御	Mechanical Dynamics & Control
	動力エネルギー	Power Engineering
	熱工学	Thermal Engineering
	流体力学	Fluid Engineering
	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	Processing, Factory Automation & Industrial Machinery
	交通・物流機械及び建設機械	Traffic, Logistics Machinery & Construction Machinery
	ロボット	Robot
2.Marine & Ocean (船舶・海洋部門)	船舶	Naval Architecture
	海洋空間利用	Ocean & Offshore Engineering
	船用機器	Marine Equipment
3.Aerospace (航空・宇宙部門)	機体システム	Aerospace System
	航行援助施設	Aerospace Navigation
	宇宙環境利用	Space Environment Utilization
4.Electrical & Electronics Engineering (電気電子部門)	発送配変電	Electrical Power Supply & Distribution Systems
	電気応用	Electric Power Applications
	電子応用	Electronics Applications
	情報通信	Information & Communication
	電気設備	Electrical Installations of Buildings
5.Chemistry (化学部門)	セラミックス及び無機化学製品	Ceramics & Inorganic Chemical Products
	有機化学製品	Organic Chemical Products
	燃料及び潤滑油	Fuel & Lubricating Oil
	高分子製品	Polymer Products
	化学装置及び設備	Chemical Engineering
6.Textiles (繊維部門)	紡糸、加工糸の方法及び設備	Fiber Spinning & Texturing
	紡績及び製布	Yarn spinning & Fabric Manufacturing
	繊維加工	Finishing & Chemical Treating
	繊維二次製品の製造及び評価	Sewing, Manufacturing & Evaluation of Textile Products
7.Metals (金属部門)	鉄鋼生産システム	Iron & Steel Manufacturing System
	非鉄生産システム	Nonferrous Metals Manufacturing System
	金属材料	Metallic Materials
	表面技術	Metal Surface Treatment
	金属加工	Metal Working

8.Mining (資源工学部門)	固体資源の開発及び生産	Development and Production of Solid Resources
	流体資源の開発及び生産	Development and Production of Liquid Resources
	資源循環及び環境	Resources Recycling and Environmental Conservation
9.Civil Engineering (建設部門)	土質及び基礎	Soil Mechanics & Foundation
	鋼構造及びコンクリート	Materials & Structures
	都市及び地方計画	Urban & Regional Planning
	河川、砂防及び海岸・海洋	River, Coastal & Ocean Engineering
	港湾及び空港	Port, Harbor & Airport Engineering
	電力土木	Electric Power Civil Engineering
	道路	Road Engineering
	鉄道	Railway Engineering
	トンネル	Tunnel Engineering
	施工計画、施工設備及び積算	Construction Planning, Management & Cost Estimates
	建設環境	Environmental Assessment & Management for Construction
10.Water Supply & Sewerage (上下水道部門)	上水道及び工業用水道	Water Supply & Industrial Water Supply
	下水道	Sewerage
	水道環境	Water Resource Environment
11.Environmental Engineering (衛生工学部門)	大気管理	Air Quality Management
	水質管理	Water Quality Management
	廃棄物管理	Waste Management
	空気調和	Air Conditioning
	建築環境	Building Utilities
12.Agriculture (農業部門)	畜産	Animal Industry
	農芸化学	Agricultural Chemistry
	農業土木	Irrigation, Drainage & Rural Engineering
	農業及び蚕糸	Agriculture & Sericulture
	農村地域計画	Rural Development Planning
	農村環境	Rural Environment
	植物保護	Plant Protection
13.Forest (森林部門)	林業	Forestry
	森林土木	Forest Civil Engineering
	林産	Forest Products
	森林環境	Forest Environment
14.Fisheries (水産部門)	漁業及び増養殖	Fisheries & Aquaculture
	水産加工	Fish Processing
	水産土木	Fisheries Civil Engineering
	水産水域環境	Aquatic Environment

15.Industrial Engineering (経営工学部門)	生産マネジメント	Production Management
	サービスマネジメント	Service Management
	ロジスティクス	Logistics & Packaging Technology
	数理・情報	Mathematical & Information Technology
	金融工学	Financial Engineering
16.Information Engineering (情報工学部門)	コンピュータ工学	Computer Engineering
	ソフトウェア工学	Software Engineering
	情報システム・データ工学	Information System & Data Engineering
	情報ネットワーク	Information Network Engineering
17.Applied Science (応用理学部門)	物理及び化学	Physics & Chemistry
	地球物理及び地球化学	Geophysics & Geochemistry
	地質	Geology
18. Biotechnology & Bioengineering (生物工学部門)	細胞遺伝子工学	Biotechnology
	生物化学工学	Biochemical Engineering
	生物環境工学	Environmental Bioengineering
19.Environment (環境部門)	環境保全計画	Environmental Conservation Planning
	環境測定	Environmental Measurement
	自然環境保全	Natural Environment Conservation
	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
20.Nuclear & Radiation (原子力・放射線部門)	原子炉システムの設計及び建設	Nuclear Reactor System Design & Construction
	原子炉システムの運転及び保守	Nuclear Reactor System Operation & Maintenance
	核燃料サイクルの技術	Nuclear Fuel Cycle
	放射線利用	Radiation Application
	放射線防護	Radiation Protection
21.Comprehensive Technical Management (総合技術監理部門)		

技術士技術部門と選択科目の英訳（参考）（旧選択科目）

Technical Disciplines	選択科目	Optional Subjects
1. Mechanical Engineering (機械部門)	機械加工及び加工機	Mechanical Processing & Processing Machinery
	原動機	Prime Mover
	精密機械	Precision Machinery
	鉄道車両及び自動車	Railroad Vehicle & Automobile
	化学機械	Chemical Machinery
	流体機械	Hydraulic Machinery
	建設、鉱山、荷役及び運搬機械	Construction, Mining, Loading & Carrier Machinery
	産業機械	Industrial Machinery
	暖冷房及び冷凍機械	Air-Conditioning & Refrigerating Equipment
	機械設備	Machine Equipment
2. Marine & Ocean (船舶・海洋部門)	船体、造船工作及び造船設備	Hull, Shipbuilding Work & Shipbuilding Equipment
	船用機械	Ship Machinery
3. Aerospace (航空・宇宙部門)	機体	Aircraft Body
	航行援助施設	Navigation Support Facilities
	宇宙環境利用	Space Environment Utilization
4. Electrical & Electronics (電気電子部門)	発送配変電	Generation, Transmission, Distribution & Transformation
	電気応用	Electric Application
	電子応用	Electronics Application
	情報通信	Info-Communication
	電気設備	Electric Facilities
5. Chemistry (化学部門)	セラミックス及び無機化学製品	Ceramics & Inorganic Chemical Products
	有機化学製品	Organic Chemical Products
	燃料及び潤滑油	Fuel & Lubricant Oil
	高分子製品	Polymer Products
	化学装置及び設備	Chemical Equipment & Facilities
6. Textiles (繊維部門)	紡糸、製糸、紡績及び製布	Chemical Spinning, Thread Making, Mechanical Spinning & Fabric Manufacturing
	繊維加工	Dyeing & Finishing
	縫製	Sewing

7.Metals (金属部門)	鉄鋼生産システム	Iron & Steel Manufacturing System
	非鉄生産システム	Nonferrous Metals Manufacturing System
	金属材料	Metallic Materials
	表面技術	Surface Technologies
	金属加工	Metal Working
8.Mining (資源工学部門)	金属及び非金属鉱業	Metals & Nonmetals Mining
	石炭、石油及び天然ガス 鉱業	Coal, Petroleum & Natural Gas Mining
9.Civil Engineering (建設部門)	土質及び基礎	Soil Quality & Foundation
	鋼構造及びコンクリート	Steel Structure & Concrete
	都市及び地方計画	Urban & Rural Planning
	河川、砂防及び海岸	River, Erosion Control & Seashore
	港湾及び空港	Harbor & Airport
	電力土木	Construction for Electricity
	道路	Road
	鉄道	Railroad
	トンネル	Tunnel
	施工計画、施工設備及び 積算	Construction Planning, Construction Equipments & Integration
	建設環境	Construction Environment
10.Water Supply & Sewerage (上下水道部門)	上水道及び工業用水道	City Water & Industrial Water Supply
	下水道	Sewerage
	水道環境	Water Service Environment
11.Environmental Engineering (衛生工学部門)	水質管理	Water Quality Control
	廃棄物処理	Waste Disposal
	空気調和施設	Air-Conditioning Facilities
	建築環境施設	Architecture Environmental Facilities
	廃棄物管理計画	Waste Management
12.Agriculture (農業部門)	畜産	Animal Husbandry
	農芸化学	Agricultural Chemistry
	農業土木	Irrigation, Drainage & Reclamation
	農業及び蚕糸	Agriculture & Sericulture
	地域農業開発計画	Regional Agriculture Planning
	農村環境	Rural Environment
13.Forest (森林部門)	林業	Forestry
	森林土木	Forestry Civil Engineering
	林産	Forestry Product

14. Fisheries (水産部門)	漁業及び増養殖	Fisheries & Nurseries
	水産加工	Fish Processing
	水産土木	Fisheries Civil Construction
	水産水域環境	Fishery Area Environment
15. Industrial Engineering (経営工学部門)	工場計画	Plant Planning
	生産管理	Production Management
	品質管理	Quality Control
	包装及び物流	Packaging & Logistic
	プロジェクト・エンジニアリング	Project Engineering
16. Information Technologies (情報工学部門)	情報システム	Information System
	情報数理及び知識処理	Information Mathematics & Knowledge Processing
	情報応用	Information Application
	電子計算機システム	Computer System
17. Applied Science (応用理学部門)	物理及び化学	Physics & Chemistry
	地球物理及び地球化学	Geophysics & Geochemistry
	地質	Geology
18. Biotechnology (生物工学部門)	生物利用技術	Biological Utilization Technology
	生体成分利用技術	Bio-Component Utilization Technology
19. Environment (環境部門)	環境保全計画	Environment Preservation Planning
	環境測定	Environmental Measurement
	自然環境保全	Natural Environment Preservation
20. Nuclear & Radiation (原子力・放射線部門)		
21. Comprehensive Technical Management (総合技術監理部門)		

* 上記以外の技術部門・選択科目の英訳はこれを参考にして申請者各自が英訳して下さい。

【参考-2】CPD ガイドライン 第1版(1) (抜粋)

(2011年4月からのCPDについては、CPD ガイドライン第1版(1)に基づいて記載してください。)

・技術士の能力開発すべき課題項目

技術士の能力開発すべき課題項目は、基盤分野のA:一般共通課題と専門分野のB:技術課題がある。表-1に「CPDの課題とその区分」を示す。

表-1 CPDの課題とその区分

課題区分	課題項目	内容	
A 一般 共通 課題	1. 倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)	
	2. 環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等	
	3. 安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等	
	4. 技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様・基準(ISO、IEC)等	
	5. 社会・産業経済動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向、内外の産業経済動向、労働市場動向等	
	8. マネジメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、知財管理、セキュリティ管理等	
	9. 契約	役務契約、国際的な契約形態等	
	10. 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等	
	11. その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記1～5、8～10に含まれないもの	
	B 技術 課題	1. 専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
		2. 科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
3. 関係法令		業務に関連ある法令(特に改定時点)	
4. 事故事例		同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等	
5. その他		上記1～4に含まれない技術関連事項等	

※A一般共通課題6及び7の欠番について

「6. 産業経済動向」は「5. 社会・産業経済状況」に、「7. 企画・基準の動向」は「4. 技術動向」に統合されたため欠番となっております。

・技術士CPDの実施形態

技術士CPDの実施形態は、集合研修、自己学習(通信教育を含む)、著書の執筆(学会等の論文を含む)、研修会の講師、企業内研修、技術指導、産業界における業務経験など多種多様なものがある。

個々の技術士は、自主的な研鑽に最も適したものを社会のニーズに基づき、自主的に選択して実行すべきで、CPD形態の選択は、できる限り第三者の立場からも研鑽実績として認められるものでなければならない。よって、CPD登録記録については、下記の(1)～(6)の形態とし、表-2(次頁)の時間重み係数(CPDWF)、CPD時間、CPD上限時間等を参照して登録すること。

これら自己研鑽の実績をCPD記録として登録する場合は、自己研鑽が自身の資質の向上に寄与したものを登録することとし、「日常的な業務」は登録対象としない。

(1) 集合研修(受講)

研修の多くを占める集合研修には、講義型研修会、その他講演会、セミナーなどがある。具体的には、日本技術士会(各種委員会主催、部会主催、支部主催、登録グループ主催)、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもので、研修会、講習会、研究会、講演会、シンポジウムへの参加などがある。

(2) 論文・報告文などの発表

- ① 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウムなどでの口頭発表
- ② 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が発行する技術関連の会報誌、学会誌、学術誌、技術誌、大会誌、シンポジウム誌などへの論文・報告文の発表
- ③ 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が発行する技術関連の会報誌、学会誌、学術誌、技術誌、大会誌、シンポジウム誌などの論文・報告文の査読

(3) 企業内研修(受講)

研修プログラム及びOJTとして、その実施方策等が明示されており、それに基づいて実施された成果が明確なもの。

(4) 研修会・講習会などの講師・技術指導

- ① 日本技術士会、大学等教育・研究機関など、学協会、民間団体、企業などの開催する研修会、講習会、技術説明会の講師など
- ② 修習技術者、技術士補などに対する具体的な技術指導など

(5) 産業界における業務経験

- ① 表彰を受けた業務
- ② 特許出願(ビジネスモデル特許含む)

(6) その他

- ① 政府機関の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得
- ② 政府・地方自治体・学会などの審議会・研究会等の委員への就任
- ③ 大学、研究機関(企業を含む)などにおける研究開発・技術開発業務への参加
- ④ 国際機関、国際協力機構(JICA)などにおける国際的な技術協力への参加(業務上の技術協力は計上できない)
- ⑤ 技術図書の執筆など
- ⑥ 上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの

表-2 CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係

実施形態	内 容	登録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)	技術士会、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもの	100	1	1×H H:受講時間	—	
	注1)CPDの内容は、CPD名称、主催者、講師名だけではなく、テーマやキーワード等で、できるだけ自己研鑽効果がわかるように具体的に記入する(WEB登録の場合、128文字以内) 注2)企業が社員向けに開催する技術向上に資する研修会への参加は形態区分「3:企業内研修」で計上する 注3)異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は、形態区分「6-5」で計上する 注4)研修・講演、見学会での移動時間・休憩時間・懇親会等はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上すること) 注5)技術資格保有者への講習会及び研修会は、形態区分「1」で計上できる					
2. 論文・報告文などの発表・査読	(1)技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	210	3	3×H H:発表時間	—	
	(2)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	学術雑誌への査読付技術論文発表	221	2	2×H H:作成時間	30時間/件
		上記以外	222	1	1×H H:作成時間	10時間/件
	(3)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読	231	1	1ページ ×0.25H	5時間/件	
注1)口頭発表時間は実時間×3で計上し、他の聴講時間は形態区分1で計上する 注2)論文作成は、論文等を1ページ当り3時間を上限で換算する 注3)連名・共著の場合は本人が係わった実時間を計上する 注4)同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上、CPDの重複計上をしない 注5)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上する 注6)パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上する 注7)展示会・ポスターセッションの説明は、「6-5」で計上する 注8)業務での報告書作成は「論文発表」として計上できない						
3. 企業内研修(受講)	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	集合研修(研修プログラムによる実施)	301	1	1×H H:受講時間	20時間/年度
	個別研修(OJTプログラムによる実施)	302	1	1×H H:受講時間	10時間/年度	
注1)講師を務めた場合は形態区分「4:講習会等講師」で計上する						
4. 研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	(1)技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等	大学、学術団体等の研修等の講師	411	2	2×H H:講演時間	25時間/年度
		自社及びその関連企業での研修会等の講師	412	1	1×H H:講演時間	15時間/年度
	(2)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブックに示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)	420	1	1×H H:指導時間	15時間/年度	
注1) コンサルタント業務、ISO審査、内部監査は計上しない 注2)業務上の指導は計上しない(組織内で日、週、月、年単位で企画され実施される指導は業務) 注3)技術士等の資格受験指導は計上しない 注4)同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する 注5)大学の非常勤講師等は計上しない(単発の特別講義を除く)						
5. 産業界における業務経験	(1)業務上で技術的成果をあげ、グループ(責任者)及び個人(本人)が表彰を受けた業務(注1・2・3)	510	1	20時間/件 (1件当りの上限)	—	
	(2)特許出願(発明者に限る)(注4)	基本特許	521	1	40時間/件	—
		周辺特許	522	1	15時間/件	
注1)グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者(長)であること 注2)表彰は、証明するものが必要 注3)組織(企業)内での表彰は、その組織(企業)の代表者からのものに限る 注4)特許の共同出願の場合は、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する						

実施形態	内 容	登 録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
6. その他	技術士の資質向上に役立つものに限る					
6-1 公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得 注1)その他の技術資格については、技術士第二次試験を10時間として難易度を設定する 注2)技術資格ではないその他資格(TOEIC等)は、形態区分「6-5」で計上する 注3)資格の受験勉強で、合格に至らない学習は、計上せず合格時に計上する	610	1	5~10時間/ 資格	20時間/年度	
6-2 公的な機関での委員就任	政府・地方自治体等機関、学協会等の審議会・研究会の委員(年間を通した活動であるもの)	620	1	1×H H:会議時間 (時間/年度)	10時間/会	
6-3 大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力	大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加 注1)業務上のJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外の案件に限る) 注2)日常業務を除く 注3)JABEE審査は、大学等における技術者育成に関わる協力と位置づけ、年度あたり10時間を上限として計上できる	630	1	1×H H:参画時間 (時間/年度)	20時間/件	
6-4 技術図書の執筆	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協会が出版・監修した図書)	641	1	1×H H:執筆時間	15時間/件
		翻訳を含む技術図書執筆(前記以外の図書)	642	1	1×H H:執筆時間	10時間/件
注1)技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記録すること(業務で作成した技術図書は含まない)						
6-5 自己学習他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの 注1)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、eラーニング等が含まれる 注2)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は「6-5自己学習他」で計上 ※第三者に説明し、理解が得られる範囲で計上すること	650	1	1×H H:履修時間	10時間/ 年度	

《登録にあたっての注意事項》

注1)登録は、CPD行事参加票等の証拠となるエビデンスに基づき登録すること

※エビデンスの保管期間:5年間

注2)実施形態及び内容は、各区分の注意事項を厳守すること

注3)CPDWF(時間重み係数)は、本表に従い登録すること

注4)CPD時間の登録方法

【例えばCPD時間が1時間30分の場合】《WEB登録》1時間30分(小数2位まで可) 《文書登録》1.5時間

注5)CPD時間(時間)は、実質の時間を登録すること

注6)年度とは、4月1日より翌年の3月31日の1年間とする

注7)CPD時間(上限)は、年度若しくは件の登録可能最大時間であり、これを超えて入力できない

(超えると「技術士CPD認定会員」認定及び「技術士CPD登録証明書」発行は行わない)

注8)CPDに関わる関係者が、CPDと業務との見分けが判断できないものは登録しないこと

注9)CPDに関わる関係者が、CPDとして理解できないものは登録しないこと

※CPD実績の登録にあたっては、自己判断より、他者判断が優先する

国内業務の実施の場面では、これに従事する技術士の CPD 履修の証明書の提出を求められるなど、技術士 CPD が対外的に評価を受ける機会が増えています。

このため 「技術士 CPD 登録証明書」、「技術士 CPD 認定会員証」（以下、CPD 証明書等という。）の発行にあたっては、日本技術士会研修委員会がホームページにおいて、CPD 証明書等申請にあたっての留意事項を説明しております。

この、CPD 証明書等申請前の留意事項の内容（2012 年(平成 24 年) 3 月 12 日、平成 24 年 9 月 13 日改訂）は、APEC エンジニアの CPD についても該当しますので、一部補足等を加え、下記ご案内申し上げます。

（基本的認識）

技術士 CPD は、技術者倫理の徹底、科学技術の進歩への関与、社会環境変化への対応、技術者としての判断力の向上を養うために、新しい知識の取得と自己啓発などを行うことにより社会的信用を得て、技術士業務を的確に遂行することにあります。そのことは、技術士法に資質向上の責務として明示され、日本技術士会の技術士倫理綱領、技術士プロフェッション宣言にも示されています。

日本技術士会が発行する CPD 証明書等は、技術士が社会との信頼関係を維持するため技術士 CPD を実施した証です。したがって、その CPD 内容は関係者が見ても理解できることが大切です。

つきましては、CPD 証明書等の申請にあたっては、以下のような点に留意していただくようお願いします。

（留意事項：CPD 内容の審査は次のような視点で行なっています）

1. 共通事項

留意事項を良くご理解賜り、申請にあたっては予めご自身で精査して頂くようお願いします。

技術士は、あらゆる機会を利用して研鑽に取り組むことが大切であり、それら研鑽を CPD として否定するものではありません。ただし、CPD 内容が「技術士に相応しい CPD」であると理解されるものに絞って計上してください。（時間が多ければいいというものではありません。）

(1)CPD 内容の記述は、技術士に相応しい CPD と理解できるよう、正式な組織名、件名、題名等、並びにキーワードで得られた知見等（目次などではなく）の要点を記載し、技術士 CPD としての成果が分かるように記載してください。また、ガイドラインで要求されている内容は必ず記載してください。例えば、CPD 時間の根拠となる情報、例えば、区分「2」や「6-4」の論文や図書のページ数、区分「5」の特許が共同出願かどうか、（区分「5」において 2010 年度以前の CPD では計上が認められていたプロジェクト業務経験の規模）などを明記してください。

(2)企業内技術士は社内技術者のリーダーとしての指導的立場の役割と社会的な専門家としての役割を担っています。また、個人事務所を構える独立技術士も技術指導等の専門家として社会的な役割を担っています。しかしながら、CPD（自己研鑽）と業務は区別しなければなりません。

例えば、職責上・立場上実施した業務のほか、部下の指導、社内管理業務に関する教育訓練、ISO等の社内マネジメント会議などは、CPDとの区別が明確でないためCPD証明書等への計上は差し控えてください。

(3) CPD記録の全体のバランスを見て、特定のCPDに偏らないよう精査して計上してください。

上限時間等が規定されている形態については、その上限の範囲内で計上してください。その際、CPD時間は、それぞれのCPDにおける正味の時間を計上してください。例えば、講演会や見学会での昼食・休息・移動時間、単なる挨拶等は含めないでください。

2. 形態区分ごとの留意事項

(1) 形態区分「1」講習会等の受講

区分「1」の注釈に従うほか、次の点に留意してください。

- ①「CPDの内容」欄には講演会等のテーマ・講師名(所属)・講演名・だけでなく、CPDの成果がわかるように、キーワードで講演内容、得られた知見等を記載してください(講演者が多数の場合は、講師〇名、そのうち代表的なものを記載)。
見学会は、「見学先・施設名」「見学会テーマ」「説明者(所属)」「得られた知見」等を記載してください。
- ②日本技術士会の部会、委員会、地域本部主催のほか、県技術士会、登録グループ、企業内技術士会主催のものも開催案内が広く公表されているものは、主催者が提供したエビデンス(参加票等)に基づいて上記①を記載してください。
- ③学協会の支部等主催の講演会等も②に準じて記載してください。
- ④上記②③の場合であっても、参加者が同じようなメンバーで、同じようなテーマで繰返し開催のものは、個別に全てを計上するのではなく、代表的なものを計上してください。
- ⑤総会、交流会(懇親会)、博物館等への参加・見学は計上しないでください。
- ⑥Webを利用した講演会等は、開催場所と同時進行で同じ環境(発表者・音声・PPT映像が同時中継され、同じ資料が配布され、双方向のやり取りが可能)で実施の場合は、区分「1」で計上できます。
- ⑦官公庁の入札説明会や特定の工事施工・管理のための講習会、関連企業主催の新技术(新製品)等に関する営業上の説明会、業界団体主催の研修会等で社内管理業務(社内活動)の担当者としての日常業務を遂行するための能力向上(例えば、ISO管理・養成、会計管理、人事管理等の担当者として日常的に関わっているもの、安全大会、防災訓練等で一般的な講習会参加など)は、前記1.(2)のとおり計上しないでください。

(2) 形態区分「2」論文・報告文などの発表・査読

(口頭発表に関すること)

- ①技術士CPDの目的に合致したものを計上してください。
- ②発表内容は技術的要素を含んでいるものを計上してください。
- ③発表テーマ・題名、キーワードで発表内容、聴講者にとって得られる技術的知見等を記載してください。
- ④口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料作成は計上しないでください。
- ⑤同じ内容の口頭発表は重複して計上しないでください。

- ⑥パネルディスカッションのコーディネータの場合は、テーマのほか、意見集約の内容をキーワードで記載してください（単なる司会のみ場合は計上しない。パネルディスカッションの企画やパネラーへの依頼等の準備作業は計上しない。）
- ⑦企業内研修での講師は形態区分「4」で計上してください。

（論文、報告文の発表に関すること）

- ①技術士 CPD の目的に合致したものを計上してください。
- ②発表内容は技術的要素を含んでいるものを計上してください（巻頭言、紀行文等は対象としない）。
- ③学術誌等の名称、論文テーマ・題名、ページ数（1 ページ3時間で換算）、キーワードで論文内容を記載してください。
- ④企業が発行するものは、それが広く公に発行されているものに限ってください。
- ⑤口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料作成は計上しないでください。
- ⑥同じ内容の論文等の発表は重複して計上しないでください。

（査読に関すること）

- ①学術誌等の名称、論文テーマ・題名、ページ数（1 ページ15分で換算）、キーワードで論文内容を記載してください。
- ②委員会委員の活動としての査読も区分「2」で計上する。（ただし、委員会委員として査読のみを担当している場合は、委員会員の活動を形態区分「6-2」で重複して計上しないこと。）

(3)形態区分「3」企業内研修

- ①研修プログラムの目的や研修の狙い、受講者にとって期待される能力向上や成果を記載してください。
 - ②講演者名（所属・専門）、題名、キーワードで講演内容を記載してください。
 - ③OJT プログラムの課題（目標）、OJT により得られた CPD の成果（OJT として取組んだ業務の名称、OJT による CPD 成果）を記載すること。CPD としての計上は OJT 業務が終了した年度とする。
 - ④集合研修・個別研修ともに日常業務との違いが分かるように記載のこと（業務と CPD の区別をつけ難いものは計上しないでください）。
- 社内研修会で、2. (1)⑦と同様のもののほか、プロポーザル作成要領、管理職研修、社内管理業務の連絡会などは計上しないでください。また、社内の業務関連検討会などのような会議に類するものは計上しないでください。
- ⑤特定のメンバーが主体となって繰返し開催される講習会は、過大な CPD 時間にならないように代表的なものを計上してください。
 - ⑥有志の社員による勉強会（企業内研修プログラムとして位置づけられていないもの）は、区分「6-5」で計上してください。

(4)形態区分「4」技術指導・講師

区分「4」の注釈に従うほか、次の点に留意してください。

（研修会の講師等）

- ①研修会等の目的や受講者に対して期待される研修成果の狙い、講師として研修会を通して得られた CPD の成果、講師として工夫したことを記載してください。

- ②同じ講演テーマや講演内容は重複して計上しないでください。
- ③小・中・高での理科教育の講師は形態区分「6-5」で計上してください。
- ④同好会活動での講師は計上しないでください（CPDとしての成果が明確なものは形態区分「6-5」で計上）。

(修習技術者等の技術指導)

- ①個々の指導内容ではなく、人材育成として年度を通した指導の成果を記載のこと
- ②指導の目的（目標）、期待される指導成果の狙い、技術者としての人材育成の成果、指導者として指導を通して得られたCPDの成果、指導者として工夫したことを記載のこと
- ③部下、同僚に対する日常の業務上の指導は対象としない。また、上記2.(3)④と同様のもののほか、修習技術者（社内技術者を含む）の発表論文の添削・査読、口頭発表の評価等のようなものは個別に計上しないでください。

(5)形態区分「5」産業界での業務経験

(2011年度(平成23年度)以降：ガイドラインの場合)

受注業務、プロジェクトは対象にしていません。表彰と特許のみです。

(2010年度(平成22年度)以前：ガイドブックの場合)

「表彰されたもの」「特許出願したもの」「コンペ等で受注したもの」「プロジェクトに参画したもの」ですが、証明書等の発行にあたっては、責任者の代表者（原則、管理技術者など）を対象に計上できることとしています（照査技術者の場合はCPD時間を過大に計上しないでください）。

(表彰)

- ①表彰の名称（発行者・所属）、表彰制度の目的、表彰の対象となった業務名、受賞者名等、受賞業務内容、携わった業務の責任者としての役割を記載のこと

(特許)

- ①基本特許の場合は、基本特許であることが分る説明を記載のこと（ここでいう基本特許とは、特許のコア技術が新規の発明であるものとし、その後、このコア技術を発展・改良した特許、コア技術を関連させた特許は、周辺特許と考える。）
- ②共同出願の場合は、その人数等が分かるように記載してください。

(6-1)形態区分「6-1」資格取得

- ①資格取得や更新のための受験勉強や講習会参加は計上しない。合格時に「6-1」で計上する。
- ②資格の更新は初回取得の半分程度の時間で計上してください（例：RCCMの初回取得=5CPD時間、更新=3CPD時間）
- ③技術的要素を含まないものは対象としません。
- ④資格取得は過大なCPD時間を計上しないでください（技術士二次試験合格が10時間であることを参考にしてください）。

(6-2)形態区分「6-2」委員就任

- ①委員会の設置目的や委員会におけるご自身の役割、開催頻度を明記してください。
- ②当該年度での委員会活動の内容（成果）をキーワードで記載してください。

その際、関連する下部の委員会での活動は別途に計上しないでください。また、年間を通した活動として個別の会議等は掲載せずに、年度の上限の範囲でまとめて計上してください。

③ご自身の業務と直結した委員会委員の就任についての計上は差し控えてください。

(6-3)形態区分「6-3」研究機関等・国際機関等への協力

①会社の社員として携わった日常的な海外業務の計上は差し控えてください。

②国際的技術協力による技術移転などを対象とし、業務の成果とご自身が貢献した内容をキーワードで記載してください。

③海外の現地技術者に対する指導・教育等で、それがご自身の日常業務でない場合は、指導等の対象者、指導の目標・テーマのほか、キーワードで指導の成果と指導を通して得られたご自身の CPD としての成果を記載してください。

④JABEE 審査は、大学等における技術者育成に関わる協力と位置づけ、年度あたり 10 時間を上限として計上できる。

(6-4)形態区分「6-4」図書執筆

①出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数のほか、執筆内容や読者への狙いをキーワードで記載してください。

(6-5)形態区分「6-5」自己学習他

①技術士 CPD としての成果をキーワードで明記してください。

②機関紙や専門誌等の購読は、年間を通した活動であり、個別に計上しないでください。年度でまとめて集計し、上限の範囲で計上してください。

以上

この1年間のCPD審査経験や審査結果へのご意見等を踏まえ、CPD登録する際のCPD記録の記載の問題点等について解説を取りまとめた。「技術士CPDガイドライン」のほかHP掲載の「申請にあたっての留意事項」も参考にしてください。

（共通事項）

- ①技術士CPDの目的「技術者倫理の徹底」「科学技術の進歩への関与」「社会環境変化への対応」「技術者としての判断力の向上」、及び効果「新しい知識の取得と自己研鑽」「社会的信用」に照らし、技術士CPDとして成果が明確なものを厳選し、成果が第三者に理解できる記録で計上する。
- ②CPD記録は正式な名称を使用し、CPDの内容は技術士CPDとしての成果が分かるように記載のこと、また、ガイドラインで要求されている内容は必ず明記のこと。
- ③職責上・立場上実施した業務のほか、例えば、部下の指導、社内管理業務に関する教育訓練、ISOなどの社内マネジメントシステム運用会議、社内会議参加などは、CPDとの区別が明確でないため、計上は差し控える。
- ④年間を通したCPD活動は、その年間のCPD成果を年度でまとめて計上する。
- ⑤年50（3年150）時間が目安です。過大なCPD時間を計上することは適切ではありません。CPD記録全体として特定の主催者や特定のテーマに偏らないように配慮して計上すること。

実施形態	内容	解説	備考
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加（受講）	技術士会、関係学協会（学術団体、公益法人を含む）、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもの	①「CPDの内容」欄には講演名・講師名だけでなくCPDの成果がわかるように、キーワードで講演内容、得られた知見等を記載のこと（講演者が多数の場合は、講師〇名、そのうち代表的なものを記載）。見学会は、「見学先・施設名」「見学会テーマ」「説明者（所属）」「得られた知見」等を記載のこと ②日本技術士会の部会、委員会、地域本部主催のほか、県技術士会、登録グループ、企業内技術士会主催のものも開催案内が広く公表されているものは、主催者が提供したエビデンス（参加票等）に基づいて記載のこと ③学協会の支部等主催の講演会等も②に準じて記載のこと ④上記②③の場合であっても、参加者が同じようなメンバーで、同じようなテーマで繰返し開催のものは、代表的なものを計上する。 ⑤総会、交流会（懇親会）、博物館等への参加・見学は計上しない。 ⑥Webを利用した講演会等は、開催場所と同時進行で同じ環境（発表者・音声・PPT映像が中継され、同じ資料が配布され、双方向のやり取りが可能）で実施の場合は、区分「1」で計上できる。 ⑦官公庁の入札説明会や特定の工事施工・管理のための講習会、関連企業主催の新技术（新製品）等に関する営業上の説明会、業界団体主催の研修会等で社内管理業務（社内活動）の担当者としての日常業務を遂行するための能力向上（例えば、ISO管理・養成、会計管理、人事管理等の担当者として日常的に関わっているもの、安全大会、防災訓練等で一般的な講習会参加など）は、共通事項③の範疇と考えられるので、計上は差し控える。	●ガイドライン形態区分「1」の注釈に従うこと。 ●参加票の様式は、HP掲載 ●注5）はガイドライン直しの時に修正の予定
2. 論文・報告文などの発表・査読	(1)技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表	①技術士CPDの目的に合致したものを計上すること ②発表内容は技術的要素を含んでいること ③発表テーマ・題名、キーワードで発表内容、聴講者にとって得られる技術的知見等を記載のこと ④口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料作成は含めない。 ⑤同じ内容の口頭発表は重複して計上しないこと ⑥パネルディスカッションのコーディネータの場合は、テーマのほか、意見集約の内容をキーワードで記載のこと（単なる司会のみ場合は計上しない。パネルディスカッションの企画やパネラーへの依頼等の準備作業は計上しない。） ⑦企業内研修での講師は形態区分「4」で計上する。	
	(2)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	①技術士CPDの目的に合致したものを計上すること ②発表内容は技術的要素を含んでいること（巻頭言、紀行文等は対象としない） ③学術誌等の名称、論文テーマ・題名、ページ数（1ページ3時間で換算）、キーワードで論文内容を記載のこと ④企業が発行するものは、それが広く公に発行されているものに限る。 ⑤口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料作成は含めない。 ⑥同じ内容の論文等の発表は重複して計上しないこと	論文の控を保管
	(3)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読	①学術誌等の名称、論文テーマ・題名、ページ数（1ページ15分で換算）、キーワードで論文内容を記載のこと ②委員会委員の活動としての査読も区分「2」で計上する（ただし、委員会委員として査読のみを担当している場合は、委員会員の活動を形態区分「6-2」で重複して計上しない。）	

3. 企業内研修 (受講)	研修プログラム及び OJT プログラムが明示 されており、それに基づ いて実施され成果が明確 なもの	①研修プログラムの目的や研修の狙い、受講者にとって期待される能力向上や成果を記載のこと ②講演者名(所属・専門)、題名、キーワードで講演内容を記載のこと ③OJT プログラムの課題(目標)、OJT により得られた CPD の成果(OJT として取組んだ業務の名称、 OJT による CPD 成果)を記載すること。CPD としての計上は OJT 業務が終了した年度とする。 ④集合研修・個別研修ともに日常業務との違いが分かるように記載のこと (区分「1」⑦と同様のもののほか、プロポーザル作成要領、管理職研修、社内管理業務の連絡会、社 内業務関連検討会のような会議に類するものは計上を差し控える) ⑤特定のメンバーが主体となって繰返し開催される講習会は、過大な CPD 時間にならないように代表 的なものを計上のこと ⑥有志の社員による勉強会(企業内研修プログラムとして位置づけられていないもの)は、区分「6- 5」で計上のこと	
4. 研修会・講 習会などの講 師・修習技術 者指導	(1)技術士会、大学、学協 会、民間団体、企業等の 開催する研修会、講習会、 技術説明会の講師等	①研修会等の目的や受講者に対して期待される研修成果の狙い、講師として研修会を通して得られた CPD の成果、講師として工夫したことを記載のこと ②同じ講演テーマや講演内容は重複して計上しないこと ③小・中・高での理科教育の講師は形態区分「6-5」で計上する ④同好会活動での講師は計上しない(CPD としての成果が明確なものは形態区分「6-5」で計上)	●講師名、 講演題名等 が記載され た配布資料 を保管 ●注1)は ガイドライン 見直しの時に 修正の予定
	(2)修習技術者等に対す る具体的な技術指導(修 習ガイドブックに示す 「基本修習課題:専門技 術力、業務遂行能力、行 動原則」に該当するもの に限る)	①個々の指導内容ではなく、人材育成として年度を通した指導の成果を記載のこと ②指導の目的(目標)、期待される指導成果の狙い、技術者としての人材育成の成果、指導者として指導 を通して得られた CPD の成果、指導者として工夫したことを記載のこと ③部下、同僚に対する日常の業務上の指導は対象としない。 区分「3」④と同様のもののほか、修習技術者(社内技術者を含む)の発表論文の添削・査読、口頭 発表の評価等のようなものは個別に計上しない。	年間計画、 指導のエビ デンスを保 管
5. 産業界にお ける業務経験	(1)業務上で技術的成果 をあげ、グループ(責任 者)及び個人(本人)が 表彰を受けた業務	表彰の名称(発行者・所属)、表彰制度の目的、表彰の対象となった業務名、受賞者名等、受賞業務内 容、携わった業務の責任者としての役割を記載のこと	表彰状等の エビデンス を保管
	(2)特許出願(発明者に限 る)	①基本特許の場合は、基本特許であることが分かる説明を記載のこと(ここでいう基本特許とは、特許の コア技術が新規の発明であるものとし、その後、このコア技術を発展・改良した特許、コア技術に関 連させた特許は、周辺特許と考える。) ②共同出願の場合は、その人数等が分かるように記載のこと	
技術士 CPD ガイドブック(第5版)の区分「5」のコンペ等で受注した業務、プロジェクト業務については、申請にあたっての留意事項を参照 してください			
6-1 公的な技 術資格の取得	政府機関等の認定ある いは承認する公的な技術 資格の取得	①資格取得や更新のための受験勉強や講習会参加は計上しない。(合格時に「6-1」で計上する) ②資格の更新は初回取得の半分程度の時間で計上する(例: RCCM の初回取得=5 CPD 時間、更新= 3 CPD 時間) ③技術的要素を含まないものは対象としない。 ④資格取得は過大な CPD 時間を計上しない(技術士二次試験合格が 10 時間であることを参考にして ください)	注3)はガイ ドライン見直 しの時に修 正の予定
6-2 公的な機 関での委員就 任	政府・地方自治体等機関、 学協会等の審議会・研究 会の委員(年間を通した 活動であるもの)	①委員会の設置目的や委員会におけるご自身の役割、開催頻度を明記のこと。 ②当該年度での委員会活動の内容(成果)をキーワードで記載のこと。 ③ご自身の業務と直結した委員会委員の就任についての計上は差し控えてください。	
6-3 大学、研 究機関におけ る研究開発・ 技術業務への 参加、国際機 関などへの協 力	大学、研究機関等におけ る研究開発・技術開発業 務への参加、国際機関、 国際協力機構等における 国際的な技術協力への参 加	①会社の社員として携わった日常的な海外業務の計上は差し控える。 ②国際的技術協力による技術移転などを対象とし、業務の成果とご自身が貢献した内容をキーワードで 記載のこと。 ③海外の現地技術者に対する指導・教育等で、それがご自身の日常業務でない場合は、指導等の対象者、 指導の目標・テーマのほか、キーワードで指導の成果と指導を通して得られたご自身の CPD として の成果を記載のこと。 ④JABEE 審査は、大学等における技術者育成に関わる協力と位置づけ、年度あたり 10 時間を上限と して計上できる。	●海外技術 協力は 10 時間/件 ●海外技術 者指導は 10 時間/件
6-4 技術図書 の執筆	成果が明確なもの	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数のほか、執筆内容や読者への狙いをキーワードで記載の こと	
6-5 自己学習 他	上記以外で技術士の CPD に値すると判断さ れるもの	①技術士 CPD としての成果をキーワードで明記すること ②機関紙や専門誌等の購読は、年間を通した活動であり、個別に計上しない。年度でまとめて集計し、 上限の範囲で計上のこと	

【参考-4】CPDガイドブック第5版(～2011年3月)とCPDガイドライン第1版(1)(2011年4月～)との簡単な比較表(参考)

これまでのCPDガイドブック第5版に代わって、2011年4月よりCPDガイドライン第1版(1)が適用されています。両者の比較を下記しますが、この表は説明の便宜上、極めて簡易に書いてあります。実際には、CPDとして計上できない場合等に留意する必要がありますので、詳しくはCPDガイドブック第5版、CPDガイドライン第1版(1)を参照してください。

形態区分 (CPDガイドブック第5版の表示)	CPDガイドブック第5版 (～2011年3月)	CPDガイドライン第1版(1) (2011年4月～)
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)	・重み係数1、上限設定なし	同左
2. 論文等の発表	・学協会口頭発表:重み係数3、上限設定なし ・その他口頭発表:重み係数2、上限設定なし ・査読付論文発表:重み係数1、上限40H/件 ・その他論文発表:重み係数1、上限10H/件	・口頭発表:重み係数3、 上限設定無し。 ・査読付論文発表:重み係数2、 上限30H/件。 ・その他論文発表:重み係数1、 上限10H/件。 ・査読:0.25H/頁、上限5H/件
3. 企業内研修(受講)	・集合研修:重み係数1、上限設定なし ・OJT個別研修:重み係数1、上限20H/年	・集合研修:重み係数1、 上限20H/年度 ・OJT個別研修:重み係数1、 上限10H/年度
4. 研修等の講師・技術指導		
(1) 研修会等の講師	・大学、学術団体等の研修講師:重み係数3、上限設定無し。 ・社内研修等の講師:重み係数2、上限設定無し。	・大学、学術団体等の研修講師: 重み係数2、上限25H/年度 ・自社研修等の講師: 重み係数1、上限15H/年度
(2) 修習技術者等の指導	重み係数3、上限3年間で75H(年平均25H)	重み係数1、上限15/年度
5. 産業界における業務経験		
(1) 業務上で特に技術的成果をあげた業務等	・表彰:重み係数1、上限20H/件、10H/件 ・特許:重み係数1、上限40H/件、10H/件 ・業務受注:重み係数1、上限10H/件	75H/ 3年 ・表彰:重み係数1、上限20H/件 ・特許:重み係数1、上限基本 特許40H/件、周辺15H/件 (プロジェクト等業務経験はCPD として計上できません。)
(2) プロジェクト等業務経験	・プロジェクトの規模と立場による。 重み係数1、上限2H,5H,10H,20H/件	
6. その他		
6-1 公的な技術資格取得	・10H/資格、20H/資格	・5～10H/資格、20H/年度
6-2 公的機関での委員就任	・議長、委員長:重み係数2、上限40H/委員会 ・委員:重み係数1、上限20H/委員会	・重み係数1、10H/委員会
6-3 大学等研究開発業務、国際機関への協力	・重み係数1、上限20H/件	・重み係数1、上限20H/件
6-4 技術図書執筆、自己学習	・学協会図書執筆:重み係数3、上限40H/件 ・翻訳や図書執筆:重み係数2、上限40H/件 ・自己学習:重み係数1、上限10H/年	6-4 技術図書執筆 ・学協会図書執筆:重み係数1 上限15H/件 ・翻訳含む図書執筆: 重み係数1、上限10H/件 ・自己学習は6-5で計上。
6-5 その他	・重み係数1、上限10H/年	6-5 自己学習他 重み係数1、上限10H/年度

(下線部はCPDガイドブック第5版とCPDガイドライン第1版(1)の主な相違点)

形態区分「5」産業界での業務経験：

CPD計上年度	計上できる業務経験の取り扱い
<p>平成23年度以降(2011年4月1日以降)の業務経験 (CPDガイドライン第1版(1)が適用)</p>	<p><u>平成23年度(2011年4月1日以降)は、受注業務、プロジェクト業務経験はCPDの対象になりません。</u> 表彰と特許のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ名で表彰を受けた場合にCPDとして計上できるのは、貴方がそのグループの責任者であった場合に限られます。 <p><u>業務上行ったJICA技術協力等は形態区分「5. 産業界での業務経験」や、「形態区分6-3. 国際機関などへの協力」でCPDとして計上できません。</u></p>
<p>平成22年度以前(2011年3月以前)の業務経験 (CPDガイドブック第5版が適用)</p>	<p>「形態区分5-(2)」(プロジェクト業務経験)は、2011年3月31日の以前のものについては、1年度あたり平均25時間を上限としてCPD計上が出来ますが、「CPDの内容」欄には「〇〇国△△プロジェクト(50人月程度)に、PMとして参加」「〇〇国△△プロジェクト(100人月程度)に、□□分野の担当として参加」等の規模と立場の説明を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場合、計上できるプロジェクト1件あたりのCPD 時間上限はプロジェクトの規模により異なります。 小規模(3~10人月) ; 2時間/件 中規模(50人月程度) ; 5時間/件 大規模(100人月以上) ; 10時間/件 ・また、大規模、中規模のプロジェクトを、プロジェクトマネジャーとして行った場合は下記のCPD時間を計上できます。 中規模(50人月程度) ; 10時間/件 大規模(100人月以上) ; 20時間/件 <p><u>日常の、いわゆるルーティン業務の範疇を出ないものは、CPDガイドブック第5版であっても、CPDとしては計上できません。</u></p>

【参考-5】 CPDガイドブック 第5版（抜粋）

2011年3月までのCPDは、CPDガイドブック 第5版 に従って記載してください。

1. 技術士CPDについて

平成12年の技術士法改正により、技術士法第45条の2に「技術士等の公益確保の責務」として「技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」こと、また、第47条の2には「技術士の資質向上の責務」として「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」ことが追加された。すなわち、技術士の資質向上を図るためCPDの実施に努めることが、法律で責務と位置づけられている。

1.1 技術士CPDの目的

技術士は、専門職技術者として、次の様な視点を重視して、CPDに努めることが求められる。

① 技術者倫理の徹底

現代の高度技術社会においては、技術者の職業倫理は重要な要素である。技術士は倫理に照らして行動し、その関与する技術の利用が公益を害することのないように努めなければならない。

② 科学技術の進歩への関与

技術士は、絶え間なく進歩する科学・技術に常に関心を持ち、新しい技術の習得、応用を通じ、社会経済の発展、安全・福祉の向上に貢献できるよう、その能力の維持向上に努めなければならない。

③ 社会環境変化への対応

技術士は、社会の環境変化、国際的な動向、並びにそれらによる技術者に対する要請の変化に目を配り、柔軟に対応できるようにしなければならない。

④ 技術者としての判断力の向上

技術士は、経験の蓄積に応じ視野を広げ、業務の遂行に当り的確な判断ができるよう判断力の向上に努めなければならない。

1.2 基本的な事項

(1) 技術士CPDの基本

技術業務は、新たな知見や技術を取り入れ、常に高い水準とすべきであることはいうまでもなく、継続的に技術能力を開発し、これが証明されることは、技術者の能力証明としても意義があることである。

CPDは、技術士個人の専門家としての業務に関して有する知識及び技術の水準を向上させ、資質の向上に資するものである。

従って、何がCPDとなるかは、個人の現在の能力レベルや置かれている立場によって異なる。

CPDの実施の記録については、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものをCPDの対象とし、その実施結果を記録し、その証しとなるものを保存しておく必要がある。また、実施したCPDの内容等について、第三者からの問い合わせに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明ができるようにしておくことが重要である。記録・整理の観点から技術士会のCPD登録データベースに登録し、手元には証拠となる書類等を整理・保管しておくことを推奨する。

技術士が日頃従事しているルーチンワーク的業務や教職としての日常講義等それ自体は、CPDとはいえない。しかし、業務で実施した「専門家としての能力の向上」に資する調査研究活動等は、CPD活動であるといえる。

(2) 自主的な選択による実施

技術士には、自己研鑽の目的に最も適したものを自主的に選択してCPDを実行することが求められる。どのようなCPDを実施すべきかは、個人のニーズにより異なるため、CPDが実施される場所や形態も、技術士会主催の研修会等のほか、組織内や学協会の講習、自宅での自己学習等多様である。

(3) 課題の選定と実施形態のバランス

実施に当たっては、『2. 技術士CPDの修得すべき課題項目』のみならず、『3. 技術CPDの実施形態』でも、特定な

ものに偏らないようにバランスの取れた実施が望まれる。

(4) 計画的な実施

個人の現在の能力レベルや置かれている立場・業務を踏まえて、専門家としての能力向上に向けた明確な目標を定め、計画的に実施することが望まれる。

(5) CPD時間

CPD時間は、CPDに実質的に費やした時間に対し、実施内容の難易度や効果を勘案した「時間重み係数」を乗じた時間とする。

但し、産業界における業務経験や公的な技術資格等は、表-2に従ってCPD時間を計上する。

(6) 時間重み係数 (Weight Factor = CPDWF)

CPDの登録には、CPDに実際に要した時間に、CPDの内容を勘案した「時間重み係数(CPDWF)」を考慮する。即ち、講演の聴講よりも、発表や講師を行う方が、同じ1時間でもCPD効果は高い。

表-2に「CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係」を示すが、自分自身でCPD効果を評価して、時間重み係数を設定することも可能である。但し、第三者から見て妥当と認められるものでなければならない。なお、表-2に示す時間重み係数等は、社会の動向、状況の変化により、見直すこととしている。

(7) CPDの記録及び登録

技術士は、CPD実施の証拠としてその都度実績を記録すると共に、実施を証明することができる関連書類(受講証や発表資料等)などを普段から整理し保管しておく必要がある。

また、実施記録は登録することが望まれる。技術士会における「技術士CPD登録」については、WEBまたは郵送等での文書提出にて技術士会事務局で受け付けている。

(8) CPD活動の場(提供機関)

技術士会では、技術士のCPDとなる場を多く提供しているが、専門的分野の課題については学協会等のCPD活動も積極的に活用することを推奨する。

なお、技術士会のCPD活動等については、技術士会のホームページにアクセスし、閲覧ができる。(URL:
<http://www.engineer.or.jp>)

技術士CPDの修得すべき課題項目

技術士CPDの修得すべき課題項目は、基盤分野の一般共通課題と専門分野の技術課題がある。表-1に「CPDの課題とその区分」を示す。

表-1 CPDの課題とその区分

区分	課題項目	内容
A 一般 共通 課題	1. 倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)
	2. 環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3. 安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等
	4. 技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様等
	5. 社会動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向等
	6. 産業経済動向	内外の産業経済動向、労働市場動向等
	7. 規格・基準の動向	ISO、IEC等
	8. マネージメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、セキュリティ管理等
	9. 契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10. 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書等の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11. その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記1～10に含まれないもの
B 技術 課題	1. 専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
	2. 科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
	3. 関係法令	業務に関連ある法令(特に改定時点)
	4. 事故事例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等
	5. その他	上記1～4に含まれない技術関連事項等

技術士CPDの実施形態

技術士CPDの実施形態は、集合研修、自己学習(通信教育を含む)、著書等の執筆(学会等の論文を含む)、研修会等の講師、企業内研修、技術指導、産業界における業務経験等多種多様なものがある。

個々の技術士は、自主的な研鑽に最も適したものを社会のニーズ及び必要性に基づき、自主的に選択して実行すべきで、CPD形態の選択は、できる限り第三者の立場からも研鑽実績として認められるものでなければならない。

(1) 集合研修(受講)

研修の多くを占める集合研修には、講義型研修会、その他講演会、セミナー等がある。具体的には、技術士会(各種委員会主催、部会主催、支部主催、プロジェクトチーム主催)、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学等、民間団体及び企業が公式に開催するもので、研修会、講習会、研究会、講演会、シンポジウム、記念行事等への参加などがある。

(2) 論文等の発表

- ① 技術士会、学協会、民間団体、企業等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表
- ② 技術士会、学協会、民間団体、企業等が発行する技術関連の会報誌、学会誌、学術誌、技術誌、大会誌、シンポジウム誌等への論文・報告文の発表

(3) 企業内研修(受講)

研修プログラム及びOJTとして、その実施方策等が明示されており、それに基づいて実施された成果が明確なもの。

(4) 研修等の講師・技術指導

- ① 技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等
- ② 修習技術者、技術士補等に対する具体的な技術指導等

(5) 産業界における業務経験

- ① 業務上で特に技術的成果をあげた業務
- ② 官公庁、学協会、民間団体、企業等の表彰を受けた業務
- ③ 特許出願(ビジネスモデル特許含む)
- ④ コンペ、その他技術力競争で受注できた業務
- ⑤ プロジェクトのような業務の名称でもって業務の範囲、規模が特定でき、かつ携わった業務の責任(難易度)の程度を示すことができる業務

(6) その他

- ① 政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得
- ② 政府機関等の審議会・研究会等の委員、学協会等の役員、委員への就任
- ③ 大学、研究機関(企業を含む)等における研究開発・技術開発業務への参加
- ④ 国際機関、国際協力機構(JICA)等における国際的な技術協力への参加
- ⑤ 技術図書執筆
- ⑥ 自己学習
- ⑦ 上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの

表-2 CPD の形態と時間重み係数(CPDWF)及び CPD 時間の関係

形態区分	内 容	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限	
1. 講習会、 研修会、講 演会、シン ポジウム等 への参加 (受講)	技術士会、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、 大学等、民間団体及び企業が公式に開催するもの	1	1×H H:受講時間	—	
	注1)CPDの内容は、CPD名をそのまま記入するだけでなく、テーマやキーワード等できるだけ具体的に記入する。 (Web登録の場合、128文字以内) 注2)企業が社員向けに開催する研修会への参加は形態区分「3:企業内研修」で計上 注3)異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は形態区分「6-5:その他」で計上 注4)見学会での移動時間・休憩時間はCPDとして計上しない				
2. 論文等の 発表	(1) 技術士会、学協会、民間団 体、企業等が開催する技術発表 会、講演会、研究会、シンポジウム 等での口頭発表	口頭発表 (学協会での発表・講演)	3 H:発表時間	—	
		口頭発表 (前記以外での発表)	2 H:発表時間	—	
	(2) 技術士会、学協会、民間団体、 企業等が発行する学術誌、技術誌 等への論文、報告文の発表	論文発表(学術雑誌への査 読付論文発表)	1 H:作成時間	40 時間/件	
		論文発表 (一般論文、総説等)	1 H:作成時間	10 時間/件	
注1)論文作成は、便宜的に論文等を1ページ当り5時間程度で換算も可 注2)連名・共著の場合は本人が係わった実時間を計上 注3)同一内容について別の場で発表した場合は、CPDの重複計上をしない 注4)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上 注5)パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上 注6)展示会・ポスターセッションの説明は、「6-5:その他」で計上 注7)学術誌・技術誌に発表せず、業務で報告書を作成するだけでは「論文発表」として計上できない					
3. 企業内研 修 (受講)	研修プログラム及びOJTプログラム が明示されており、それに基づいて 実施され成果が明確なもの	集合研修(研修プログラムに よる実施)	1 H:受講時間	—	
		個別研修(OJTプログラムに よる実施)	1 H:受講時間	20 時間/年	
注 1)講師を務めた場合は形態区分「4:技術指導」で登録					
4. 研修等の 講師・技 術指導	(1)技術士会、大学、学協会、民間 団体、企業等の開催する研修会、 講習会の講師等	大学、学術団体等の研修 等の講師	3 H:講演時間	—	
		社内研修会等の講師	2 H:講演時間	—	
	(2)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブックに 示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に 該当するものに限る)	3 H:指導時間	75 時間/3 年		
注1)JABEEの審査等については4・(2)で計上 注2)業務上の指導は計上しない 注3)コンサルタント業務、ISO審査・内部監査は計上しない 注4)技術士受験指導は計上しない 注5)大学の非常勤講師等は計上しない(単発の特別講義を除く)					
5. 産業界に おける業 務経験	(1)業務上で特に技術的成果を あげた業務、学協会・民間団体・ 企業等の表彰を受けた業務、特 許出願した業務、コンペ等で採 用された業務など	学会、協会より表彰を受けた 業務	1	20 時間/件	75 時間/3 年
		官公庁より表彰を受けた業務 (注1・注2)	1	20 時間/件	
		・国土交通省の局長表彰 ・国土交通省の所長表彰	1	10 時間/件	
		民間団体、顧客企業あるいは 企業内で表彰を受けた業務	1	10 時間/件	

		特許出願(発明者に限る) (注3・注4) ・基本特許 ・周辺特許	1 1	40時間/件 20時間/件	
		コンペ、その他技術力競争で 受注できた業務	1	10時間/件	
	(2)プロジェクトのような業務の名称でもって業務の範囲、規模が特定でき、かつ携わった業務の責任(難易度)の程度を示すことができる業務	《プロジェクトの規模》(注5) ・大規模(100人・月以上) (同上:PMの場合)(注6) ・中規模(50人・月程度) (同上:PMの場合)(注6) ・小規模(3~10人・月)	1 1 1 1 1	10時間/件 (20時間/件) 5時間/件 (10時間/件) 2時間/件	
	注1)同一業務について別の場(例えば社外と社内)で表彰された場合は、CPDの重複計上しない 注2)官公庁の表彰のうち、例えば国土交通省の局長表彰は20時間/件、所長表彰は10時間/件とし、その他の表彰はこれらとの難易度の比較により設定する 注3)特許出願の40時間/件は基本特許の場合に適用し、周辺特許の場合は20時間/件とする 注4)特許の共同出願の場合は、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて計上 注5)発注機関及び経営者については、CPD時間の1/2とする 注6)中・大規模プロジェクトマネージャーの場合は2倍のCPD時間を計上				
6. その他	注1)技術士の資質向上に役立つものに限る				
6-1 公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得	技術士第二次試験の合格	1	20時間/資格	20時間/資格
		技術士第一次試験の合格	1	10時間/資格	
注1)その他の資格については、技術士試験との難易度の比較により設定する					
6-2 公的な機関での委員就任の場合	政府機関等の審議会・研究会等の委員、学協会等の役員、委員への就任(年間を通した活動であるもの)	議長や委員長就任の場合	2	2×H H:会議時間 (時間/年)	40時間/委員会
		委員会委員の場合	1	1×H H:会議時間 (時間/年)	20時間/委員会
6-3 大学、研究機関における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	大学、研究機関(企業を含む)等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加		1	1×H H:参画時間 (時間/年)	20時間/件
注1)日常業務を除く 注2)産業界の海外業務への参加は「5-(2):プロジェクト業務」で登録する					
6-4 技術図書の執筆、自己学習	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協会が出版・監修した図書)	3	3×H H:執筆時間	40時間/件
		翻訳を含む技術図書執筆(前記以外の図書)	2	2×H H:執筆時間	40時間/件
		自己学習(証拠資料必要)	1	1×H H:自習時間	10時間/年
注1)技術図書執筆の場合は、技術的内容を明確に記録すること(業務で作成した技術図書は含まない) 注2)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、e-ラーニング等が含まれる 注3)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は「自己学習」で計上					
6-5 その他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの		1	1×H H:履修時間	10時間/年